

9 住まい

- 住宅改修費の給付
- 住宅資金の貸付
- 公営住宅の優遇制度
- その他

9 住まい

住宅改修費の給付

日常生活用具費の支給 (居宅生活動作補助用具)

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

障害のある方が、居宅で生活しやすいように、その方の障害に応じて使いやすく住宅の改修（善）（軽易なもの）を行う際、給付が受けられます。***必ず事前（工事を計画する段階）にご相談ください。**

(対象) 市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢、体幹又は移動機能障害のいずれかの等級が1～3級の方。
ただし、特殊便器への便器の取替えをする場合は、上肢障害1～2級が要件となります。
難病患者等については、下肢または体幹機能の障害がある方。

(対象工事) ①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
④引き戸等への扉の取り替え
⑤特殊便器への便器の取替え など
*新築、改築、増築の工事は除きます。また、介護保険が利用できる方は対象外です。
*対象者が住宅の所有者でない場合には、所有者の承諾が必要となります。

(申請) 事前相談の際に御案内します。

(給付額) 原則 1 割の自己負担です。また、給付金の上限は20万円となります。

重度身体障害者居宅 改善整備費の補助

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

重度の障害のある方が、居宅の構造部分または付帯設備を障害に応じて使いやすく改修（善）を行う際、補助が受けられます。

***必ず事前（工事を計画する段階）にご相談ください。**

***予算に限りがあります。相談時期によっては、年度内に申請をお受け出来ない場合があります。**

(対象) 市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている方で、両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害等級が1級または2級の方。

(対象工事) 次の①～②を除く日常生活の環境改善等に効果的と認められる住宅改修にかかる工事。*住宅の所有者でない場合には所有者の承諾が必要となります。

①介護保険の住宅改修、日常生活用具の支給（居宅生活補助用具）、その他公費負担の対象となる工事に要する経費。

②住宅の新築、改築、増築に伴う工事（前後1ヶ月の間

に行われる工事を含む）に伴う経費。

（申請）事前相談の際にご案内します。

（補助額）上限 40 万円

＊工事完了後、工事後の写真と実績報告を提出していただきます。

【関連する制度】

介護保険住宅改修費支給制度……………介護保険課

居宅改善費助成……………高齢者いきがい課

住宅改修補助金……………産業振興課

＊詳しくは、各窓口までお問い合わせください

住宅資金の貸付

生活福祉資金 （住宅資金）

障害のある方、低所得者、高齢者世帯を対象に、住宅の増築、改築、補修等に必要な資金をお貸しします。

（対象）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、あるいはその方を扶養している世帯の方。

（内容）住宅資金の貸付

＊現在の貸付限度額、措置期間、償還期間、融資率は、窓口にて確認してください。また融資にあたっては申込条件、審査があり、融資率は、変更されることがあります。

（参考）・貸付限度額 250 万円

・措置期間 6 月以内

・償還期間 7 年以内

・利 率 連帯保証人あり…無利子

連帯保証人なし…措置期間経過後年 1.5%

＊その他の生活福祉資金については、118 ページ参照

（窓口）社会福祉法人川越市社会福祉協議会

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号：049-225-5703

FAX 番号：049-226-7666

公営住宅の優遇制度

公営住宅の入居の優遇

市（県）営住宅への申し込みを行う障害者世帯は、入居の際、優遇される場合があります。優遇内容の詳細については、下記窓口へお問合せください。

（対象）申告者又は同居する親族が次のいずれかに該当する方。

①身体障害者手帳 1・2・3・4 級の方

②療育手帳 A・A・B の方

③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

(受付時期) ①市営住宅 概ね毎年1月
 ②県営住宅 毎年1月、4月、7月及び10月

(窓口) ①市営住宅についての問合せ先
建築住宅課
 川越市小仙波町2-50-1
 電話番号：049-224-6049
 FAX 番号：049-224-8965

埼玉県住宅供給公社川越支所
 川越市的場2218-4 ベルアート301号室
 電話番号：049-227-6418
 FAX 番号：049-233-5353

②県営住宅についての問合せ先
埼玉県住宅供給公社川越支所
 川越市的場2218-4 ベルアート301号室
 電話番号：049-227-6408
 FAX 番号：049-233-5353

その他

住 替 家 賃 の 助 成

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

市内の民間賃貸住宅に居住の障害者世帯が、家主の都合により立ち退きを求められて市内の民間賃貸住宅に転居した場合、転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成する制度です。

(対 象) 身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A、Aの交付を受けている方がいる、次の全てに該当する世帯。

- ①家主の都合で立ち退きを要求され、居住していた民間賃貸住宅から他の民間賃貸住宅に転居したこと
- ②市内に引き続き1年以上居住していること
- ③生計中心者の市民税の所得割が非課税であること
- ④生活保護を受けていないこと
- ⑤障害者が施設に入所していないこと

(助成金額) ①家賃助成金：転居前と転居後の家賃の差額

(限度月額 30,000 円)

②転居一時金：転居の際、契約に要した礼金等の費用

(限度額 60,000 円)

(支 払 月) 4、7、10、1月